



島根県報

平成29年6月23日（金）

第2,914号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

漁業災害補償法の規定による同意

（水 産 課） 2

急傾斜地崩壊危険区域の指定

（砂 防 課） 2

【公 告】

公共測量の実施（3件）

（技 術 管 理 課） 2

【選管規程】

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

3

告 示**島根県告示第353号**

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成29年 6 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 加入区の名 称

浜田

2 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち、江津出張所及び三隅出張所の地区を除く区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分欄4に掲げる漁業の区分

島根県告示第354号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年 6 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名 称 日御碕 2

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から4号までを順次に結んだ線及び標柱1号と4号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
出雲市大社町日御碕字川井戸59番 1	1 号及び 2 号
” 1328 番	3 号
” 1330 番 1	4 号

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について浜田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成29年 6 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

2 作業期間

平成29年 6 月20日から平成30年 3 月12日まで

3 作業地域

浜田市の一部

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県浜田県土整備事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成29年 6 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

平成29年 6 月12日から平成30年 1 月30日まで

3 作業地域

浜田市三隅町地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について雲南市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成29年 6 月23日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（数値撮影（デジタル）、写真地図作成）

2 作業期間

平成29年 5 月13日から同年 9 月29日まで

3 作業地域

雲南市全域

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成29年 6 月23日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根県選挙管理委員会規程第4号

公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

公職選挙事務取扱規程（昭和28年島根県選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

第34条中「指定船舶」を「指定船舶等」に改める。

第5号様式の（注）2中「同月2日」を「同月1日」に改める。

第6号様式の2中「縦覧期間」を「異議の申出期間」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。
